当社は、一般社団法人資産運用業協会(以下、「協会」という。）の定款の施行に関する規則第9条第1項第17号、及び第18号の規定に基づき、別紙様式第22号の「正会員の財務状況等に関する届出書、及び別紙様式第23号の「正会員の財務状況等に関する変更届出書」（以下、別紙様式第22号、及び別紙様式第23号を合わせて「協会報告書面」という。）」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。
当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。
なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

別紙様式第 22 号

申請日 2026 年 10 月 26 日

一般社団法人　資産運用業協会
会 長　殿

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
代表取締役社長 兼 最高経営責任者　本田　直之

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第９条第１項第 17 号の規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

１．委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2026年6月末現在

資本金の額　　金１億円

発行可能株式総数　20万株

発行済株式総数　　2,000株

＜最近５年間における主な資本金の額の増減＞

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

委託会社における最高の意思決定機関である株主総会は取締役･監査役の選任および定款の変更に係る決議などを行います。定時株主総会は毎年12月31日（毎事業年度終了）から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集します。

委託会社の業務執行等に関する意思決定機関は取締役会です。取締役会は３名以上の取締役で構成され、その決議により、代表取締役１名以上を定めます。本書の日付時点で委託会社の代表取締役は１名です。

定時取締役会は３ヵ月に１回開催され、臨時取締役会は、必要あるごとに随時開催されます。

取締役会は、法令又は定款に定める事項、株主総会等に関する事項、役員・使用人等に関する事項、資産又は財務に関する事項、業務運営に関する事項、コンプライアンスに関する事項その他業務執行に関する重要な事項を決定します。

委託会社の監査役は１名以上とし、監査役は、法令若しくは定款に違反する行為、不正な行為、あるいはこれらの行為をするおそれがあると認める場合において、これを取締役会に報告するために必要があるときその他必要があると認めるときは、取締役会の招集を請求し、または取締役会を招集する

ことができます。監査役は取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。

委託会社は、意思決定のための組織体制として、取締役会の下に、投資信託等にかかるガバナンスを管轄する委員会を設置しています。同委員会は各投資信託の運用方針、運用ガイドライン、手数料、分配方針等を含む投資信託に関する重要事項を審議し、決定します。

② 投資運用の意思決定機構

運用にあたっては、委託会社が属するティー・ロウ・プライス・グループの運用部門のリソースを活用します。ティー・ロウ・プライスでは、戦略ごとに、ポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストにより構成される専門運用チームが設けられており、運用チームは、適宜、他戦略の運用プロフェッショナルや、マクロエコノミスト等と情報共有し、相互に支援します。運用投資意思決定プロセスは、株、債券、マルチ・アセットといった投資対象資産や戦略により異なりますが、代表的な資産である株式運用戦略においては、ファンダメンタル分析によるボトム・アップ・アプローチ*が基盤となります。アナリストが実地調査や分析等に基づく個別銘柄あるいは発行体の定性・定量評価を行い、ポートフォリオ・マネジャーに投資推奨を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、アナリストや他戦略のポートフォリオ・マネジャーとの議論を通じ、投資アイデアの精度を高めたうえで、最終的な投資判断を行います。さらに、債券関連の戦略では、運用プロフェッショナル間において、マクロ経済見通し等に基づく短中期的な投資テーマの共有が行われ、マルチ・アセット戦略では、アセット・アロケーションにかかる委員会が戦術的なアセット・アロケーションの配分決定・変更を主導するなど、トップダウンの視点が加わります。

運用リスク管理にあたっては、運用チームのみならず、専門委員会やリスク管理部門により、多層的に管理する体制としています。また運用ガイドライン等の遵守については、運用部門から独立している専門のインベストメント・コンプライアンスによりモニタリングされます。

＊ ボトム・アップ・アプローチとは、アナリストの個別企業に対する調査や分析等に基づきその企業の投資価値を判断し個別銘柄を選択する運用手法です。

２．事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は 2026年6月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	31	2,289,825

【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第２条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に従って作成しております。

なお、当事業年度に係る中間会計期間（2026年１月１日から2026年６月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和７年３月24日内閣府令第20号）附則第２条第１項ただし書き及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令」（令和７年８月22日内閣府令第75号）附則第３条第１項ただし書きにより、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第９期事業年度（自 2025年１月１日 至 2025年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第10期事業年度に係る中間会計期間（自 2026年１月１日 至 2026年６月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満を切捨てて記載しております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	第８期事業年度 (2024年12月31日)	第９期事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	9,922,731	8,362,705
前払費用	96,968	113,030
未収収益	1,252,459	1,245,067
未収入金	132,020	134,050
未収委託者報酬	4,822,483	5,351,097
有価証券	1,275,147	4,776,648
関係会社未収入金※１	11,509	20,169
流動資産合計	17,513,321	20,002,768
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	794,589	802,824
器具備品	307,391	300,601
減価償却累計額	△1,023,619	△1,075,887
有形固定資産合計	78,361	27,538
無形固定資産		
のれん	1,487,242	1,306,970
ソフトウェア	5,828	1,179
無形固定資産合計	1,493,071	1,308,150
投資その他の資産		
長期差入保証金	219,495	218,879
繰延税金資産	1,011,834	911,663
投資その他の資産合計	1,231,330	1,130,542
固定資産合計	2,802,763	2,466,231
資産合計	20,316,084	22,469,000

（単位：千円）

	第８期事業年度 （2024年12月31日）	第９期事業年度 （2025年12月31日）
負債の部		
流動負債		
関係会社未払金※１	5,853,869	6,336,251
未払手数料	2,131,989	2,309,396
未払費用	429,134	309,719
未払法人税等	801,087	550,873
預り金	557,070	545,292
未払消費税等	621,585	154,225
その他	75,321	41,416
流動負債合計	10,470,058	10,247,175
固定負債		
退職給付引当金	1,019,230	1,114,639
資産除去債務	224,041	232,010
その他	49,195	132,703
固定負債合計	1,292,467	1,479,352
負債合計	11,762,526	11,726,528
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	8,396,911	10,371,914
利益剰余金合計	8,396,911	10,371,914
株主資本合計	8,496,911	10,471,914
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	56,646	270,558
評価・換算差額等合計	56,646	270,558
純資産合計	8,553,558	10,742,472
負債純資産合計	20,316,084	22,469,000

②【損益計算書】

（単位：千円）

	第８期事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）	第９期事業年度 （自　2025年１月１日 至　2025年12月31日）
営業収益※１		
委託者報酬	21,205,799	22,112,746
投資運用受託報酬	6,082,725	4,469,183
その他営業収益	3,198,501	3,722,317
営業収益計	30,487,027	30,304,246
営業費用		
支払手数料	9,925,569	10,153,534
広告宣伝費	292,708	294,065
調査費		
調査費	400,502	349,769
情報機器関連費	14,477	10,808
委託調査費※１	8,230,659	7,453,722
営業雑経費		
通信費	10,724	7,161
その他	35,057	42,921
営業費用計	18,909,698	18,311,984
一般管理費		
給料		
役員報酬及び給料手当	1,566,182	1,647,419
賞与	998,426	939,823
役員賞与	145,213	126,311
その他報酬給料	50,151	41,668
法定福利費	189,400	192,259
その他の福利厚生費	130,381	150,972
株式報酬費用	690,217	690,209
交際費	10,292	10,154
旅費交通費	62,295	55,169
租税公課	8,494	82,704
不動産関係費		
不動産賃借料	198,074	199,366
その他の不動産関係費	50,942	55,569
退職給付費用	175,168	366,140
固定資産減価償却費	252,284	69,971
のれん償却費	180,271	180,271
諸経費		
業務委託費※１	4,323,277	4,206,252
その他	79,884	64,044
一般管理費合計	9,110,958	9,078,308
営業利益	2,466,369	2,913,953
営業外収益		
為替差益	496,825	102,644
受取配当金	16,116	140,898
営業外収益合計	512,942	243,542
経常利益	2,979,312	3,157,496
税引前当期純利益	2,979,312	3,157,496
法人税、住民税及び事業税	1,290,066	1,195,442
法人税等調整額	△145,521	△12,948
法人税等合計	1,144,544	1,182,493
当期純利益	1,834,767	1,975,002

③【株主資本等変動計算書】

第８期事業年度（自　2024 年１月１日 至　2024 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	6,562,144	6,562,144	6,662,144	－	－	6,662,144
当期変動額							
当期純利益	－	1,834,767	1,834,767	1,834,767	－	－	1,834,767
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	56,646	56,646	56,646
当期変動額合計	－	1,834,767	1,834,767	1,834,767	56,646	56,646	1,891,414
当期末残高	100,000	8,396,911	8,396,911	8,496,911	56,646	56,646	8,553,558

第９期事業年度（自　2025 年１月１日 至　2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計				
		繰越利益剰余金					
当期首残高	100,000	8,396,911	8,396,911	8,496,911	56,646	56,646	8,553,558
当期変動額							
当期純利益	－	1,975,002	1,975,002	1,975,002	－	－	1,975,002
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	213,911	213,911	213,911
当期変動額合計	－	1,975,002	1,975,002	1,975,002	213,911	213,911	2,188,914
当期末残高	100,000	10,371,914	10,371,914	10,471,914	270,558	270,558	10,742,472

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

２．　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	２～７年
器具及び備品	２～７年

(2) 無形固定資産

のれんの償却については、15 年間の定額法を採用しております。

３．　外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．　引当金の計上基準

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給見込額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．　収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回、もしくは年４回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年１回、もしくは年２回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産

１．　当事業年度の財務諸表に計上した金額　911,663千円

２．　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としております。当該計画においては、運用総資産の総額は、当社の現在までの業績を鑑みて、順調に推移することを予想しております。

(2) 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる中期経営計画における主要な仮定は、予想運用総資産であります。運用総資産が金融市場の過去の標準的な増加率の推移に基づくと予想しております。

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である予想運用総資産残高は、見積りの不確実性が高く予想通り推移しない可能性がありますが、当社の現在までの業績や金融市場の状況を鑑みて、課税所得の見積り額や繰延税金資産の回収可能性の判断に与えるリスクは低いと考えております。

（貸借対照表関係）

※１　関係会社に対する資産及び負債　（単位：千円）

	第８期事業年度 （2024年12月31日）	第９期事業年度 （2025年12月31日）
関係会社未収入金	11,509	20,169
関係会社未払金	5,853,869	6,336,251

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。　（単位：千円）

	第８期事業年度 （自　2024年１月１日 至　2024年12月31日）	第９期事業年度 （自　2025年１月１日 至　2025年12月31日）
営業収益	4,746,620	5,183,017
委託調査費	8,230,659	7,453,722
業務委託費	4,049,437	4,025,612

（株主資本等変動計算書関係）

第８期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	－	－	2,000
合計	2,000	－	－	2,000

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

第９期事業年度（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	2,000	－	－	2,000
合計	2,000	－	－	2,000

２．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）
第８期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
１．所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第８期事業年度 （2024年12月31日）
１年内	201,557
１年超	856,619
合計	1,058,177

第９期事業年度（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
１．所有権移転外ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	第９期事業年度 （2025年12月31日）
１年内	201,557
１年超	655,062
合計	856,619

（資産除去債務関係）
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。
資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）
１．金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、投資運用業務等を行っており、金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。一時的な余資については、安全性及び流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
未収収益、未収入金及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、信用リスクに晒されております。また、未収収益に一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されております。
有価証券は、その他有価証券として保有している外貨建 MMF であります。これは、安全性及び流動性の高い金融商品でありますが、為替変動リスクに晒されております。
関係会社未収入金は、その多くが当社の親会社の子会社に対する債権であり、信用リスクに晒されております。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。
長期差入保証金及び差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金及び差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
未収収益、未収入金及び未収委託者報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金の遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、有価証券は、外貨建 MMF であり、為替変動による影響を定期的にモニタリングしております。
当社の債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微で

あります。
　また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰り計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

２．金融商品の時価等に関する事項
第８期事業年度（2024 年 12 月 31 日）
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	219,495	214,639	△4,856

資産
(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)有価証券、(6)関係会社未収入金
負債
(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等
　これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。

金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金・預金	11,197,878	－	－	－
未収収益	1,252,459	－	－	－
未収入金	132,020	－	－	－
未収委託者報酬	4,822,483	－	－	－
関係会社未収入金	11,509	－	－	－
長期差入保証金	－	－	219,495	－

第９期事業年度（2025 年 12 月 31 日）
貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	218,879	210,648	△8,231

資産
(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4) 未収委託者報酬、(5)有価証券、(6)関係会社未収入金
負債
(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等
　これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略しております。
金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金・預金	8,362,705	－	－	－

未収収益	1,245,067	－	－	－
未収入金	134,050	－	－	－
未収委託者報酬	5,351,097	－	－	－
関係会社未収入金	20,169	－	－	－
長期差入保証金	－	218,879	－	－

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第８期事業年度（2024 年 12 月 31 日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	－	214,639	－	214,639
資産計	－	214,639	－	214,639

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル２の時価に分類しております。

第９期事業年度（2025 年 12 月 31 日）

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	－	210,648	－	210,648
資産計	－	210,648	－	210,648

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券に関する注記）

第８期事業年度（2024 年 12 月 31 日）

その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が	外貨建 MMF	1,275,147	1,188,545	86,602

取得原価を超えるもの	小計	1,275,147	1,188,545	86,602
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外貨建 MMF	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		1,275,147	1,188,545	86,602

第９期事業年度（2025 年 12 月 31 日）
その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外貨建 MMF	4,776,648	4,363,014	413,634
	小計	4,776,648	4,363,014	413,634
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外貨建 MMF	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		4,776,648	4,363,014	413,634

（収益認識に関する注記）
１．　顧客との契約から生じる収益を分解した情報
第８期事業年度（2024年12月31日）　（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	21,205,799	6,082,725	3,198,501	30,487,027

第９期事業年度（2025 年 12 月 31 日）　（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	22,112,746	4,469,183	3,722,317	30,304,246

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための情報
重要な会計方針５．収益及び費用の計上基準に記載しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は退職一時金制度を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．確定給付制度

第８期事業年度（自　2024 年１月１日 至　2024 年 12 月 31 日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付引当金	894,179
退職給付費用	165,205
退職給付の支払額	△40,154
期末における退職給付引当金	1,019,230

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

簡便法で計算した退職給付費用	165,205

第９期事業年度（自　2025 年１月１日 至　2025 年 12 月 31 日）

(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付引当金	1,019,230
退職給付費用	327,399
退職給付の支払額	△231,991
期末における退職給付引当金	1,114,639

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

当社は退職給付債務の計算法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。

(3) 退職給付費用

（単位：千円）

簡便法で計算した退職給付費用	327,399

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第８期事業年度 （2024年12月31日）	第９期事業年度 （2025年12月31日）
繰延税金資産	（単位：千円）	（単位：千円）
減価償却超過額	228,862	234,375
一括償却資産	92	179
退職給付引当金	352,551	394,916
未払費用	99,190	92,068
株式報酬費用	342,099	317,380
資産除去債務	77,496	82,201
未払家賃	2,269	9,119
事業税	54,405	37,401
特別法人事業税	18,838	12,950
その他	－	368
繰延税金資産合計	1,175,805	1,180,960
繰延税金負債		
固定資産	△66,474	△66,474
退職給与負債調整勘定	△67,541	△59,747
その他有価証券評価差額金	△29,955	△143,076
繰延税金負債合計	△163,971	△269,297
繰延税金資産の純額	1,011,834	911,663

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第８期事業年度（2024年12月31日）

（%）

法定実効税率	34.6
（調整）	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	1.8
のれん償却費	2.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.4

第９期事業年度（2025年12月31日）

（%）

法定実効税率	34.6
（調整）	
交際費、役員給与等永久に損金に算入されない項目	1.6
のれん償却費	2.0
税率変更による影響額	△0.7
その他	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4

３．法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】
第８期事業年度（自　2024年１月１日　至　2024年12月31日）
１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	21,205,799	6,082,725	3,198,501	30,487,027

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益

（単位：千円）

北米	3,521,476
ヨーロッパ	1,180,502
日本	25,740,407
その他	44,641
合計	30,487,027

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	3,234,534

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

第９期事業年度（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）
１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	22,112,746	4,469,183	3,722,317	30,304,246

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

北米	3,309,321
ヨーロッパ	1,836,948
日本	25,123,917
その他	34,059
合計	30,304,246

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	2,981,738

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

第８期事業年度（自　2024 年１月１日　至　2024 年 12 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（単位：千円）	科目	期末残高（単位：千円）
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市パターノスター・スクエア5、ウォーリック・コート	1億7,414万8,000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,152,401 費用 1,027,731	関係会社未払金	3,948,043
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	2,448万5,947ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 3,234,534 費用 9,714,731	関係会社未払金	561,465
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク	米国メリーランド州、ボルチモア、イースト・プラット・ストリート100	4,459万3,280ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 690,217	関係会社未払金	1,064,408

（注１）上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（単位：千円）	科目	期末残高（単位：千円）
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万9,400ドル	投資助言・代理及び投資運用業	-	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 28,015 費用 62,795	関係会社未払金	4,395

（注１）上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

①親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

②①の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク（非上場会社）

③②の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ・インク（ナスダック証券取引所に上場）

第９期事業年度（自　2025 年１月１日 至　2025 年 12 月 31 日）

１．関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（単位：千円）	科目	期末残高（単位：千円）
親会社	ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン市パターノスター・スクエア5、ウォーリック・コート	1億7,414万8,000ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)直接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 1,826,995 費用 990,223	関係会社未払金	4,058,926
親会社	ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	米国メリーランド州、ボルティモア、ポイント・ストリート1307	2,448万4,922ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 2,981,738 費用 9,127,863	関係会社未払金	547,345
親会社	ティー・ロウ・プライス・グループ・インク	米国メリーランド州、ボルティモア、ポイント・ストリート1307	4,371万3,036ドル	投資助言・代理及び投資運用業	(被所有)間接100%	各種投資運用サービスの提供	株式報酬費用	費用 690,209	関係会社未払金	1,646,095

（注１）上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合%	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（単位：千円）	科目	期末残高（単位：千円）
親会社の子会社	ティー・ロウ・プライス・ルクセンブルク・マネジメント・エス・エー・アール・エル	ルクセンブルク大公国、ルクセンブルク、プリンスヘンリー大通り35	266万9,400ドル	投資助言・代理及び投資運用業	-	各種投資運用サービスの提供	受託報酬・手数料支払	収益 9,692 費用 77,430	関係会社未払金	11,036

（注１）上記の金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針

取引価格については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

①親会社ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド（非上場会社）

②①の親会社ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク（非上場会社）

③②の親会社ティー・ロウ・プライス・グループ・インク（ナスダック証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第８期事業年度 （自　2024 年１月１日 至　2024年12月31日）	第９期事業年度 （自　2025 年１月１日 至　2025年12月31日）
１株当たり純資産額	4,276,779.08円	5,371,236.13円
１株当たり当期純利益金額	917,383.79円	987,501.26円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第８期事業年度 （自　2024 年１月１日 至　2024年12月31日）	第９期事業年度 （自　2025 年１月１日 至　2025年12月31日）
当期純利益金額（単位：千円）	1,834,767	1,975,002
普通株主に帰属しない金額（単位：千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（単位：千円）	1,834,767	1,975,002
期中平均株式数（株）	2,000	2,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

1 【中間財務諸表等】

（1）【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

（単位：千円）

	第10期中間会計期間 （2026年６月30日）
資産の部	
流動資産	
現金・預金	14,418,000
前払費用	133,706
未収収益	760,813
未収入金	131,039
未収委託者報酬	6,000,234
有価証券	1,486,293
関係会社未収入金	31,273
流動資産合計	22,961,360
固定資産	
有形固定資産	
建物付属設備	802,398
器具備品	298,603
使用権資産	864,661
減価償却累計額	△1,195,048
有形固定資産合計	770,614
無形固定資産	
のれん	1,216,834
ソフトウェア	6
無形固定資産合計	1,216,841
投資その他の資産	
長期差入保証金	218,002
繰延税金資産	1,192,876
投資その他の資産合計	1,410,878
固定資産合計	3,398,335
資産合計	26,359,695

（単位：千円）

	第10期中間会計期間 （2026年６月30日）
負債の部	
流動負債	
関係会社未払金	6,863,974
未払手数料	2,716,555
リース負債	216,134
未払費用	203,713
未払法人税等	1,114,194
賞与引当金	445,953
役員賞与引当金	59,935
預り金	43,679
未払消費税等	328,016
その他	38,042
流動負債合計	12,030,201
固定負債	
リース負債	562,779
退職給付引当金	886,337
資産除去債務	236,100
その他	197,457
固定負債合計	1,882,673
負債合計	13,912,875
純資産の部	
株主資本	
資本金	100,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	12,246,477
利益剰余金合計	12,246,477
株主資本合計	12,346,477
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	100,342
評価・換算差額等合計	100,342
純資産合計	12,446,820
負債純資産合計	26,359,695

②【中間損益計算書】

（単位：千円）

	第10期中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
営業収益	
委託者報酬	13,202,678
投資運用受託報酬	2,087,906
その他営業収益	1,922,535
営業収益計	17,213,119
営業費用	
支払手数料	6,092,606
広告宣伝費	62,869
調査費	
調査費	160,107
情報機器関連費	△1,815
委託調査費	4,395,290
営業雑経費	
通信費	3,690
その他	17,174

営業費用計	10,729,923
一般管理費	
給料	
給料・手当	776,573
賞与	5,626
賞与引当金繰入額	445,953
役員賞与	59,935
その他報酬給料	28,726
法定福利費	73,220
その他の福利厚生費	101,835
株式報酬費用	△48,071
交際費	10,099
旅費交通費	27,975
不動産関係費	
不動産賃借料	74
その他の不動産関係費	21,083
退職給付費用	207,485
租税公課	17,806
固定資産減価償却費	129,646
のれん償却費	90,135
諸経費	
業務委託費	2,128,572
その他	30,841
一般管理費合計	4,107,523
営業利益	2,375,672
営業外収益	
為替差益	382,878
受取配当金	54,642
営業外収益合計	437,521
営業外費用	
リース負債に係る利息費用	18,980
営業外費用合計	18,980
経常利益	2,794,213
税引前中間純利益	2,794,213
法人税、住民税及び事業税	1,110,850
法人税等調整額	△191,200
法人税等合計	919,649
中間純利益	1,874,563

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物付属設備	２－７年
器具備品	２－７年

(2) 無形固定資産（使用権資産を除く）

のれんの償却については、15年間の定額法を採用しております。

(3) 使用権資産

原資産の所有権が借手に移転すると認められるリース以外のリースに係る使用権資産

借手のリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

４．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末(2026年６月30日現在)における退職給付債務の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る中間会計期間末における自己都合要支給額の見込相当額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用業から委託者報酬、投資運用受託報酬を稼得しております。投資運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年２回、もしくは年４回受け取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資運用受託報酬

投資運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を主に年１回、もしくは年２回受け取ります。当該報酬は運用期間にわたり収益として認識しております。投資運用受託報酬の中には成功報酬も含まれ、成功報酬は対象となる顧問口座の特定の参考指標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

(3) その他営業収益

その他営業収益は、グループ会社へ提供するサービスの対価として、発生する収益の一部を移転価格税制に基づいて受け取ります。当該報酬はサービスの提供に応じて収益として認識しております。

(会計方針の変更)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年９月 13 日。以下「リース会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。リース会計基準等の適用に伴い、原則として借手のすべてのリースについてリース開始日に使用権資産及びリース負債を計上することとしました。また、使用権資産とリース負債の認識後は、損益計算書において使用権資産の減価償却費及びリース負債に係る利息費用を認識することとなります。

リース会計基準等の適用については、「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年９月 13 日。以下「リース適用指針」という。)第 118 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。当該経過的な取扱いの適用にあたって、リース適用指針第 119 項(1)及び(2)に定める方法を適用し、前事業年度の期末日において「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号 2007 年３月 30 日。以下「企業会計基準第 13 号」という。)を適用しているリース取引については契約にリースが含まれているか否かを判断することを行わずにリース会計基準等を適用し、当事業年度の期首時点で存在する企業会計基準第 13 号を適用していない契約については当事業年度の期首時点で存在する事実及び状況に基づいて契約にリースが含まれているか否かを判断しております。

また、以下の経過的な取扱いを適用しております。

・企業会計基準第 13 号においてオペレーティング・リース取引に分類していたリース及びリース会計基準の適用により新たに識別されたリースについて、リース適用指針第 123 項(1)、(2)②及び(3)に定める方法を適用し、当事業年度の期首時点における残りの借手のリース料を当事業年度の期首時点の借手の追加借入利子率を用いて割り引いた現在価値によりリース負債を計上し、当事業年度の期首時点の使用権資産に「固定資産の減損に係る会計基準」(2002 年(平成 14 年)８月 企業会計審議会)を適用したうえで、使用権資産の算定についてはリース負債の金額から前払又は未払リース料の金額を修正した額によること

経過的な取扱いの結果、累積的影響額はありません。

前事業年度の期末日において企業会計基準第 13 号を適用して開示したオペレーティング・リースの未経過リース料を当事業年度の期首時点の加重平均した借手の追加借入利子率(4.75%)で割り引いた金額と、当事業年度の期首の貸借対照表に計上したリース負債との差額の内訳は以下のとおりであります。

2025年12月31日のオペレーティング・リース取引に係る未経過リース料(割引後)	793,051千円
解約可能オペレーティング・リース契約	102,518千円
2026年１月１日のリース負債	895,569千円

(中間貸借対照表関係)

第 10 期中間会計期間(2026 年６月 30 日)

消費税等の取扱い

仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

該当事項はありません。

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（リース取引関係）

第10期中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

１．会計方針に関する情報

当社は、リースを構成する部分とリースを構成しない部分の両方を含む契約について、原則としてリースを構成する部分とリースを構成しない部分とに分けて会計処理を行っておりますが、社宅のリースについてはリースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを分けずに、リースを構成する部分と関連するリースを構成しない部分とを合わせてリースを構成する部分とする会計処理を行っております。

２．リース特有の取引に関する情報

当社は、主として本社ビル（建物及び構築物）及び社宅（建物及び構築物）を借手としてリースしております。

(1) 使用権資産の科目ごとの帳簿価額

（単位：千円）

	第10期中間会計期間 （2026年６月30日）
建物及び構築物	864,661

３．当事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

(1) リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額（少額リースに係るものを除く。）

第10期中間会計期間　135,636千円

(2) 使用権資産の増加額

第10期中間会計期間　23,637千円

(3) 使用権資産の科目ごとの減価償却の金額

（単位：千円）

	第10期中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
建物及び構築物	120,571

（資産除去債務関係）

第10期中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）

当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間としております。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第10期中間会計期間（2026年６月30日）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
長期差入保証金	218,002	208,736	△9,266

資産

(1)現金・預金、(2)未収収益、(3)未収入金、(4)未収委託者報酬、(5)有価証券、(6)関係会社未収入金

負債

(1)関係会社未払金、(2)未払手数料、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)預り金、(6)未払消費税等

これらについては、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであるため、注記を省略し

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

ております。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

第 10 期中間会計期間（2026 年６月 30 日）

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期差入保証金	－	208,736	－	208,736
資産計	－	208,736	－	208,736

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期差入保証金

将来キャッシュ・フローを当該賃貸借契約期間に近似する国債の利回りを基にした割引率で割り引いた現在価値を基に算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（有価証券に関する注記）

第 10 期中間会計期間（2026 年６月 30 日）

その他有価証券

（単位：千円）

区分	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	外貨建 MMF	1,486,293	1,332,887	153,405
	小計	1,486,293	1,332,887	153,405
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	外貨建 MMF	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		1,486,293	1,332,887	153,405

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（収益認識に関する注記）
１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	13,202,678	2,087,906	1,922,535	17,213,119

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための情報
重要な会計方針５．収益及び費用の計上基準に記載しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（セグメント情報等）
第10期中間会計期間（自　2026年１月１日　至　2026年６月30日）
【セグメント情報】
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】
１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	投資運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への営業収益	13,202,678	2,087,906	1,922,535	17,213,119

２．地域ごとの情報
(1) 営業収益

（単位：千円）

北米	1,814,307
ヨーロッパ	892,107
日本	14,492,216
その他	14,487
合計	17,213,119

(注)営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産
本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク	1,647,702

(注) 当社は単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は省略しております。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
当社は資産運用業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

（１株当たり情報）

第 10 期中間会計期間（自　2026 年１月１日　至　2026 年６月 30 日）

	第10期中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
１株当たり純資産額	6,223,410.21円
１株当たり中間純利益金額	937,281.76円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第10期中間会計期間 （自　2026年１月１日 至　2026年６月30日）
中間純利益金額（単位：千円）	1,874,563
普通株主に帰属しない金額（単位：千円）	－
普通株式に係る中間純利益金額（単位：千円）	1,874,563
期中平均株式数（株）	2,000

（重要な後発事象）

第 10 期中間会計期間（自　2026 年１月１日　至　2026 年６月 30 日）

該当事項はありません。

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

公開日　2026 年 10 月　26 日
作成基準日　2026 年 10 月　 1 日

担当部署名　財務部
電話番号　 03-6758-3800

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 3 月 26 日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　関　賢　二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの第９期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
　２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

ことにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026 年 10 月 1 日

ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　関　賢 二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の 2026 年１月１日から 2026 年 12 月 31 日までの第 10 期事業年度の中間会計期間（2026 年１月１日から 2026 年６月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社の 2026 年６月 30 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2026 年１月１日から 2026 年６月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。